

## 平成24年度第4回指定管理者選定評価委員会会議概要

- 1 対象施設 青森市油川市民センター
- 2 開催日時 平成25年1月24日(木) 13:24~15:40
- 3 開催場所 青森市役所第2庁舎地下会議室
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員 委員長 工藤 清泰(市長公室理事)  
副委員長 鈴木 裕司(総務部次長)  
委員 増田 一(企画財政部次長)  
委員 相馬 政人(市民生活部次長)  
委員 池田 享誉(青森公立大学准教授)  
委員 鈴木 彰夫(東北税理士会青森支部)
  - (2) 施設所管課(事務局) 中央市民センター 館長 今 牧彦  
主幹 白取 範泰
  - (3) 制度所管課 市民政策課 参事 相馬 紳一郎  
主幹 福島 清裕  
主事 田中 浩司
- 5 欠席者 成田 一二三 委員(教育委員会事務局次長)
- 6 議題 指定管理者候補者選定に係る審査
- 7 会議概要

審議に先立ち、事務局より、青森市油川市民センター管理運営協議会から応募辞退の意向が示された後、市としての対応策を考え、また、複数の市民センター管理運営協議会からも、管理運営協議会の運営費や運営に係る突発的な資金需要などに対応する自主財源を確保できるように改善の要望があったため、これらを含めて関係部局で検討・協議し、平成25年度から指定管理料の残額を市に返納するこれまでの方式を解消し、各管理運営協議会が税務処理後の残金を自己資金とする方式を選択できることとし、これを同管理運営協議会に示して応募について再度の検討を求めたところ、この方式を採用することにより様々な経費使用に活用できる自主財源の確保が可能であることを理解いただいて応募の意思表示があり、応募に至ったものである旨を説明した。

また、これまでの油川市民センター管理運営協議会の不適切な事務処理の事例についても、厳しく指導して是正され、業務の遂行にあたっては、管理責任者の確認の強化や各事務処理を複数の職員が携わるよう計画を改め、中央市民センターによる確認や指導等で、現在は適切な事務処理が行われていることを説明した。

次に、委員長から、再度応募要項を配布するに当たり、その内容が申請者にとっては不利益な内容ではなく、申請に影響を与えるものではないことから、本委員会

を招集することなく、委員長の判断で応募要項の配布を了承した旨の発言があり、このことについて、委員から異議は無かった。

また、事務局より、応募要項の変更点（応募スケジュール・応募資格・指定管理料の精算）について説明を行った。

委員： この変更は油川にだけ効果があって、他の市民センターは変更がないということになるんですか。

事務局： 非精算方式につきましては、ほかの各管理運営協議会に対しても同じく提示をして選択をご検討していただいております。

委員： 節約してコスト削減をしてお金を残すということは、本来やろうとすることもやらずに、サービスの低下につながる恐れがあるのではないか。また、突発的なことに対応できるお金がそれで貯まるのか、それでプールしていたもので全て対応できるのか。突発的な何かが起きたときには、その都度、市の側と協議をしてという形をとっていく方法もあると思いますが。

委員： 例えば、人件費は節約してもらわない方がいいですよ。

事務局： コスト削減によるサービス低下ということにつきましては、仕様書で業務をきちんと明示しておりますので、それをきちんとクリアした上で、経営努力、節減努力で出てきたものについては、自主財源として持つことができるということ、これが大きい額になるということは想定しておりませんし、モニタリングで確認することにしております。突発的な事象については、当然、協定の中で協議をして対応しております。

委員： 節約した努力は買うけれども、節約したことによって余ったお金を何にどう使うのですか。

事務局： 現実的には人件費については、必要な想定される時間を前提に設計していますけれども、まず満額で執行されております。各協議会につきましても、そういう努力をしていただいて、そういったものに影響を及ぼすというふうなものではなくて、事務作業の中で、自分達が頑張った部分については自分たちで使えるような形をとってくださいよということです。例えば、管理運営協議会の会議を開催する時も、ボランティアで来ていただいている役員の方々にお茶の一杯も出せないし、交通費も出せないし、その辺については考えていただきたいということであって、確かに非公募で市民センターの施設の管理ということで、我々はがんばっていきたく思っているけれども、この部分についてはもう少し我々の努力も見てくださいということでした。

委員： そう言うけども、お茶の一杯も出されないというのは、予算の流用もできないということですか。

事務局： 協議して決める形になっていきますので、協議していただいております。

工夫をしてきたんですけれども、基本的には3つの予算項目でやってきたんですけれども、それについても少し流動的に使えるようにということは当然事務作業としては考えております。

委員： 例えば工夫して100万節約したとして、用途に関して妥当な使い方まで厳格にチェックできますか。

事務局： 過剰にそういうふうなものが発生するという状況は適切ではないと。

委員： 過剰なのか、努力の成果なのかの区別をどこでしていくのか。誰が出来るんですか。

委員長： 一つの例をとりますと、浪岡の中央公民館は公募でやっていまして、非精算方式なんです。それで、節約して出た残額については、協議会で合意の下に中央公民館の音響施設を市に寄付したりしております。ですから、そういう残額が出た場合の対応というのも個々の協議会の一つの考え方だと思いますが、中央市民センターがきちんとした指導をすべきであるというふうに思います。

市民政策課： 本来やるべき事業を辞めたり、あるいは人件費を下げたりといった形で経費を削減して、本来あってはならないことにつながらないかというご意見がありました。これについてはきちんと事業計画なり、あるいは賃金の関係についてもモニタリング調査で市民サービスの低下につながらないような注意喚起を行っていきます。それと、剰余金何百万というお話がありましたけれども、そもそも指定管理料ではそんな高額な金額が残るとは考えておりません。おそらく、経費の縮減ができるのは、例えば外注している清掃業務とかを全館やっていたのを一部を自分たちでやるとか、競争入札を導入して価格を下げるとか、そういうところで生まれてくるんだと思います。その生み出された剰余金の使い方については、基本的にはやはり公益的なコミュニティの活性化とか、そういうふうな使われ方が適当だということ言うまでもないことだと思います。ただ、それ以外にも何か突発的な事象とかがあった時に使えるお金でもあるというふうに思います。例えば、一般の企業に対して指定管理なり委託なり請負なりを発注した際に、企業努力によって生まれた利益というのは出てくるわけで、その用途については、企業の裁量というところもありますけれども、指定管理料についてはやはり公益的な利用がふさわしいのかなという感じがします。その用途については今後検討して、一つのルールみたいなものを決められれば良いというふうに思います。いずれにしても、この非精算方式の選択性の導入というのは、油川市民センターのために考えた制度ではなくて、他の管理運営協議会から、せっかく自分達の努力で生み出されたお金、経費の削減、それを全部吸い上げてしまうのはいかなものか。少しでも自主財源として残すような形を考えてほしいという要望を受け

て、市の関係部局で協議をして出したもので、それを全ての市民センターに提示したことによって、油川市民センターも結果として再申請の判断をしたという形であるということをご理解いただきたいというふうに思います。市としてこういう方針を決めたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長： 私から一つ確認したいことがあります。委員の方は、一回辞退した協議会が再度応募したということに対して、その理由はある程度わかったと思うんですけども、本当にそういう意思がきちんとしているのかということが実際、不安なところがあると思います。ですから、油川の協議会から再応募するんだという意志を出したということ、きちんとして説明していただきたいと思います。

事務局： この間、3ヶ月ほど関係部局で協議し、管理運営協議会と協議会をバックアップしている油川地区の連合町会といろんな話合いもしてまいりました。その中で、やはり一丸となって地元の社会教育施設、コミュニティ施設というものを盛り立ててやっていかなければならない、連合町会と管理運営協議会は、構成メンバーとしては同じ全部の町会で構成していますので、一体となってやっていこうということで何度か会議を開いて、非精算方式についても、これまでの運営状況を踏まえて連合町会で勉強会をしたいということでしたので、そこに我々も行ってご説明しながら、油川地区の全体で協議をしていただいて、12月28日の段階で応募をしますという意向をいただき、応募の申請書を提出していただいたというのが経緯です。そういう意味では管理運営協議会だけではなくて、一丸となって油川地区でこれをやっていくということで、教育委員会のほうでもきちんとサポートし、25年度からさらに努めてまいりますということでこの選定評価委員会にご審議をお願いしております。

委員： 非精算方式にした場合、法人市民税の申告とかが出てくると思うんですけど、その辺は協議会側でわかっていることなんですか。

事務局： 非精算方式となると、税務署に対しての事業開始の届出等の手続きが必要であることはきちんと説明をし、実際に浪岡の中央公民館が非精算方式で実施しておりますので、そういったものも情報提供し説明しております。

委員： 残額が出た場合の使い方に関して、協議会のほうで使えるように変えるというのはいいんですが、今回、油川の話で今日集まっているということ考えると、もともと油川の協議会は辞退して、辞退の理由は労使紛争で雇い止め等の話があってもめているのもうやりたくないということ、辞退してきた。それで前回出してこなかったのが今回出すようになったのは、今の残額をある程度自主的に使用できるように制度を変えるよということを出してきた場合、辞退した理由と再応募した理由が今ひとつつなが

らないのではないかとと思いますが。

委員長： それは裁判費用など自分たちのお金がないので、今まで自分達が予算決算の残額を全部市に吸い上げられる形でしかやってないということなので、そういうことでは対応はできませんと。労使紛争が煩わしいということではなくて、それに対応する経費が出ないということで辞退しているというようなことでした。

委員： 今回の油川の件での会議であれば、前回辞退した理由がこういう事情だったということで、それがクリアされたので再公募してきましたで OK。それで今の剰余の残額をどうするか、自主的な判断で使えるようにするかどうかは別の話であって。

委員長： そもそも非精算方式は指定管理者制度の基本なんですけど、市民センターは精算方式でやっていたということ。

委員： それは、市が働きかけて作ってもらった団体が納税の義務だとか納税の知識というのが無いので、然らば精算方式でやりましょうということで、働きかけてきたわけですね。

委員： であれば、そもそも全部精算してきたのは、こちら側の理由で精算してきたのではなくて、当初向こう様の事情によって、そういう納税の知識もないし、何も面倒くさいことをしたくないので、然らば精算方式で残額は返していただいて、残額が残らないのであれば、そういうことをしなくてもいいですよと、であれば受けましょうというようにスタートした。そのところが今の事情によってこう変わってきたんですというふうな説明から入らないと。

委員長： 予算決算の差額に対する不満というのは、他の市民センターからも出てきていた話だと聞いています。本来の非精算方式であったものを精算方式にして色んな不満が募ってきたので、それだったら元に戻したほうがいいんじゃないかということ。今の段階で非精算方式に変えるというのではなくて、基本的に非精算方式が指定管理の基本だったわけで、そこに戻すということです。

委員： 油川が出してきたのは、今の話を前提として出してきたわけですね。

事務局： そういうふうな市の判断を当然全ての指定管理者にお話をした中で、油川でも、そういうふうになれば計画的に突発的なものに対応できるので、であれば、我々も頑張る余地があるなということでした。

委員： 整理すると、自主財源を確保できる環境にしたことが一つと、協議会について連合町会がバックアップしますという環境が整ったことを理由として、応募してきたのではないのでしょうか。つまり協議会というものが、何の財源もないのに紛争の当事者になって裁判費用を捻出しなければならぬというのは現実のことです。しかし、市としても負担できない。じ

やあどういう方法があるのかといったときに、努力によって差額が生じた場合に繰り越せるという環境を作りましょうと、それが見えたので、そういう環境の中であれば安心して指定管理者を継続できますという油川の判断だったのではないのでしょうか。結局、各市民センターを利用するのはそれぞれの地区の住民なので、仮に捻出のためにケチったとして不利益を被るのは地区住民なんです。地区住民も町会を構成しているし、その町会が協議会を構成しているわけなので、自分の頭を自分で叩くようなそういう運営の歯止めみたいなのはきくんじゃないかなと思います。迷惑をかけるのは地元の自分達の町会の人たちにかけるわけで、その辺が非公募にした理由であり、そこから実は始まっているわけですね。

委員： そういう理由で町会のバックアップがある。しかも精算の残高については自主財源にできるというふうになったので応募できる環境が整いましたということを確認しているのであればいいですが。

委員： 先ほど協議会のやる気というか、それをきちんと聞いたということでしたが。それは大丈夫なんですよ。

事務局： 油川の場合は、辞退したということもあったものですから、母体になっている連合町会も含めて大丈夫なんですよというところを、きちんとコミュニケーションをとって確認し、申請書を受け取っております。

委員： 精算しないなら、光熱費なども全部しないという方法もあるのでは。

委員： 光熱費と燃料費は単価の変化があるので、それをセンター側にかぶせるのはつらいだろうということで、こっちで持とうということですよ。今であれば上り基調なので足りなくなることも考えられますから。

委員： 実際の話、余ったお金はどう使われるんですか。何に使うんですか。

事務局： 協議会の運営費みたいなものに充当するようなことを、各協議会は考えております。

委員： 再応募をしてきた理由としては、市民センターの運営を自分達だけでというのが今まで問題があったりして、やっていく自信を失っていたところを、構成母体の連合会町会のいろんな人たちと色々話をして会合を持って、それで皆で力を合わせてもう一度やっていこうということで地域がまとまったので応募してきました。これなら全然問題なく審査に入れる。それと、労使のごたごたが生じてしまった理由が不可抗力的なことであるのか、この協議会に問題があったのかということ。問題があったなら問題があったことを協議会としてどう乗り越えてきたのか。それを我々が第三者として、なるほどこれなら乗り越えて来年度以降またこの団体が指定管理者になったとして同じことは繰り返さないと思えないと、結局また同じことを繰り返してしまうということが今後続いていくような状態であれば、やはりなかなかこの団体でいいですねというふうには評価できないところ

なので。

事務局： 今回のことについては、教育委員会としても地元と色々なお話をしてきたわけですが、管理運営協議会としては、地区の連合町会またはその連合町会を構成する各町会に対しましては、ご迷惑をかけるような事態が発生したということ踏まえ、管理運営協議会自体も経営努力をすることによって、これ以降ご迷惑をかけることは小さくなるということも含めて連合町会とのコミュニケーションを取り、協議をして、それでやるかという意味表示を出したというのが経過になっております。ですから、指定管理業務については、連合町会がこれ以降もきちんとバックアップするような形で、油川市民センター管理運営協議会をベースにやっていくんだということで応募してきております。

また、他の市民センターも自分達のところでも起こりうるという不安感があり、そういった中で、労使の争いについては、どっちが悪いというのは裁判でしか結論が出ませんけれども、訴えられた時に、その費用を払おうにも自分たちでは払えない、そういう環境では危うい、指定管理を安心してやっていけないという要望を受けて、内部で検討し、全市民センターに対してこういうやり方はいかがですかということ投げかけたということです。

委員： 例えば職員が過失で利用者に怪我をさせたりして、治療費を払ったり損害賠償を払うといった場合はどうなんですか。

事務局： それは保険できちんと対応をしてみたいです。

委員： 労使紛争がおきないような改善をしていくべきではないですか。これは油川だけじゃなくて他の市民センターにも起こりうる。

委員： 他でも起こりうるという話ですから、それは今後想定しておかないと。

事務局： 今後、労働基準監督署などをお願いして講師を派遣していただき、雇い止めの紛争を発生しないためにはどうしたらいいのかというような勉強会などを開催したいと考えております。

委員長： 本日は申請の内容と事業計画の審査をする予定でしたが、時間も時間でるので、再度、委員会を開催したいと思います。